

## 福祉避難所確保・運営マニュアルモデルの策定について

令和3年度、国においては、災害時における要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示や福祉避難所への直接の避難の促進等について項目を追加したことから、県としても、新たに、「福祉避難所確保・運営マニュアルモデル」を策定。

### 主な内容

#### 1 福祉避難所の意義と目的

- (1) 福祉避難所とは
- (2) 要配慮者とは
- (3) 福祉避難所の受入対象者

#### 2 平時の取組

- (1) 指定福祉避難所の受入対象者の把握
- (2) 指定福祉避難所の指定及び公示，周知
  - ① 指定福祉避難所として利用可能な施設の把握
  - ② 指定福祉避難所の指定及び公示
  - ③ 指定福祉避難所の周知徹底
  - ④ 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整
- (3) 施設整備と物資・支援人材などの確保
  - ① 指定福祉避難所の施設整備
  - ② 物資・器材の確保
  - ③ 支援人材の確保
  - ④ 移送手段の確保
  - ⑤ 社会福祉施設，医療機関等との連携
- (4) 指定福祉避難所の運営体制の整備等
  - ① 災害時要配慮者支援班の事前設置等
  - ② 設置・運営マニュアルの作成，訓練等の実施
  - ③ 指定福祉避難所のルール等の普及啓発

#### 3 災害時における取組

- (1) 福祉避難所の開設の準備
- (2) 福祉避難所の開設
- (3) 福祉避難所の運営
- (4) 福祉避難所の閉鎖

#### 4 協定等による福祉避難所等の活用

- (1) 協定等による福祉避難所の活用
- (2) 一般の避難所内における要配慮者スペースの設置

[参考様式集]

[参考資料集]